

横浜市立 都田中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定(令和5年3月改訂)

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、都田中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。

(2) いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめ防止には、いじめほどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であるということのすべての人の共通理解が必要です。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに関する正しい理解と共通理解および共通行動の認識を全教職員で共有します。いじめを察知した場合には、学校と保護者はパートナーという基本認識に立ち、関係機関も含めた相互連携による指導をしていきます。すべての生徒が、いじめのない子ども社会の実現に努める学校づくりに取り組みます。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導専任、生徒指導部長、学年主任
特別支援コーディネーター、養護教諭 等

(2) 運営

・常設し、月1回以上定期的に開催
・いじめ問題に特化した会議(重大事態の判断 等)

(3) 活動内容

・全体計画の検討、実施、点検
・ケースの検討
・校内研修の検討、実施
・学校評価アンケートの実施、検討
・生徒向けアンケートの実施(年間3回)
・教育相談、面談の実施(年間5回)
・記録の集積(会議録を含む)

* 基本的には全職員ですべての事案に対応します。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対応

(1) いじめの未然防止、早期発見・対応等に関する取組…【別表】

(2) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件を、本人および保護者に面談等で確認し、いじめの解消とします。

(3) 教職員等への研修

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高めるための研修や、事例検討などによる制度周知や法の確実な運用に関する研修などを推進します。

(4) 保護者、地域、関係機関等との連携

学校懇話会、学校・家庭・地域連携事業等で、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決していく仕組みづくりを推進します。

(5) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画・基本方針の確認、生徒指導・理解研修	学年集会・学級懇談会等で基本方針説明
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート(4月末～5月)、生徒総会、小中連携全体会①	
6月	YPアセスメントシート①実施(年3回)	学・家・地連で基本方針説明
7月	横浜こども会議(中学校ブロック)	三者面談
8月	校内研修、生活アンケート、教育相談(～9月)	
9月		
10月		
11月		学級懇談会等
12月	人権週間、いじめ防止月間、いじめ解決一斉キャンペーン、YPアセスメントシート②	三者面談
1月	生活アンケート、教育相談	
2月	小中連携全体会②、年間の振り返り	
3月	次年度への引き継ぎ、YPアセスメントシート③	三者面談
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	

4 重大事態への対応

(1) 教育委員会や関係機関等との連携

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- イ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときはいじめ防止対策推進法第23条6項に基づき、直ちに所轄警察署に相談・通報し、適切に援助を求めます。

(2) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

(3) 「重大事態」発生時の調査

重大事態発生

- ア 時系列記録開始(事実関係をありのままに記録)
- イ 教育委員会担当課への一報
- ウ 学校と教育委員会等の合同会議(附属機関と連携)
- エ 本人・保護者と面談
- オ 他の生徒の安全確認と対応のためのアンケート調査と面接
- (ア) アンケートについては、平時の段階で調査票を作成し、その調査票を吟味したうえでの実施。
- (イ) 生徒への面接については、「同様の重大事態の連鎖」を食い止める配慮をする。
- (ウ) アンケート調査等から事実関係が明らかになった段階で行われる面接では、生徒の動揺を把握し「連鎖」を食い止めることに全力を挙げる。
- カ 合同会議の定期的な開催
- キ 場合によっては、医療・警察と連携
- ク 定期的・継続的な調査や相談

5 その他

(1) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

(2) 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表します。

(3) 学校方針の見直し

必要があると認められるときは、本校のいじめ防止基本方針を改定し再公表します。

I 学校全体としての取組

		生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育) ○学級活動の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの 早期対応	行為が 顕在化した いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所、カウンセラー等)と連携したメンタルケアの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が わかりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所、カウンセラー等)と連携したメンタルケアの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所、カウンセラー等)との連携や教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合って決める。
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○公園や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡